

令和8年度 草木小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

1 いじめの定義といじめ防止に関する本校の基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条 いじめの定義 より抜粋)

本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全校の児童が、「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「草木小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

○いじめ防止のためのポイント

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を展開する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種専門機関と協力して解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が連携して、事後指導にあたる。

2 いじめ防止対策組織と役割

(1) 学校内の組織

①生徒指導情報交換会

毎月、職員会議後に全教職員で児童の現状や指導についての情報交換及び共通行動について話し合う。

②いじめ・不登校・虐待対策委員会

学期に1回、全教職員で児童の現状や指導について今までの取組を振り返り、SC等専門家の意見を参考に今後の指導方針を決定する。

③いじめ対策委員会

いじめ案件に関する措置を速やかに行うため、管理職、教務主任、校務主任、養護教諭、生徒指導担当、当該学級担任によるいじめ対策委員会を設置し、情報を共有する。また、速やかな事実確認と被害児童の安全確保に努めるとともに、加害児童への指導や保護者への助言、SC等専門家による被害児童への心のケアを組織的に行う。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

①関係機関との連携

民生委員・主任児童委員・教育相談センター・住民福祉課等と学校・家庭・地域における情報交換を密にし、必要に応じて今後の役割とその対応を話し合う。

②重大事態への対応

いじめによる重大事態が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。

適切な処置とは

- ア 被害児童の安全を最優先に考え、別室で落ち着かせて話を聞く。
- イ 周囲の児童から正確に情報を得る。
- ウ 加害児童の隔離・指導

教頭は、校長に報告し、校長の指示により緊急対策委員会を開催し、教育委員会の指導を受けながら迅速に対処する。

緊急対策委員会のメンバーは以下の通りとする。

- ・校長・教頭・教務主任・校務主任・生徒指導担当・主任養教・当該学級担任
- ・町教育委員会・スクールカウンセラー（町）・民生委員（４人）
- ・主任児童委員（１人）・町教育相談センター・半田警察署・PTA会長

3 具体的な取組の内容

(1) いじめを許さない見過ごさない雰囲気づくり

① 児童会行事の充実

あいさつ運動やペア活動等を通して全校児童が互いに知り合い仲よくなることで、いじめの未然防止を図る。

② 誰もが安心して発言のできる学級づくり

学級のルールを確立し、児童が相互に関わり合い、誰もが安心して発言できるような学級づくりを目指す。道徳の授業実践を通して、自らの気持ちを素直に表現するとともに、多様な価値観に気付かせる。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動

① 一人一人が活躍できる学習活動

- ・異学年交流や児童の自発的な活動を支える委員会・クラブ活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動の工夫

② 人との関わり方を身に付けるための学習活動

ソーシャルスキルトレーニング等の実践を通して、自他の違いに気づき、自分も他人も同じように大切にしようとする気持ちを育てる。

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

① 児童の観察

日頃の児童の言動に注意するとともに、記名アンケートを定期的実施し、児童の心の様子を把握する。また、必要に応じて情報を収集し、いじめの早期発見に努める。

② 教育相談の実施

アンケートをもとに教育相談を定期・不定期に実施し、いじめの早期発見に努め、当該児童の心の様子に応じて、スクールカウンセラーとの相談活動へつなげる。

< 早期解決に向けての取組 >

①②の手だてを通していじめが予見された場合は、多面的かつ速やかに情報を収集し、当該児童の安全を最優先しながら、該当児童を指導する。

(4) いじめにおける重大事態の発生時の対応

① 緊急対策委員会の設置

教育委員会へ報告 → 緊急対策委員会の設置

② 事実関係を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を、可能な限り客観的に明確にまとめる。

③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

明らかになった事実関係を、適時・適切な方法で経過報告をする。

④ 調査結果を教育委員会へ提出する。

4 その他（情報公開方針等）

- ・町教育委員会の指導のもと、必要な情報を適宜公開する。